

# 保険証についてのお知らせ

☎国保年金課(☎826-1111 内線2296)

## 更新時期が変更となります ～4月1日から原則8月1日へ～

平成31年度から国民健康保険被保険者証(保険証)の切り替え時期が4月から8月に変更となります。それに従い現在お持ちの保険証の有効期限は原則平成31年7月31日までとなっているため、新しい保険証の送付は3月中から7月中へ変更となります。

※年齢などにより有効期限が異なる場合がありますが、有効期限が切れる前に新しい保険証を送付します。

### 【生年月日別有効期限】

	被保険者証の有効期限
昭和19年4月2日～8月1日 ※1	誕生日前日
昭和19年8月2日～昭和24年4月1日	平成31年7月31日
昭和24年4月2日～8月1日 ※2	70歳の誕生日末日(1日生まれの方は、生月前月の末日)
昭和24年8月2日～	平成31年7月31日

※1 誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わります。

※2 誕生月翌月(1日生まれの方は、誕生月)から保険証が保険証兼高齢受給者証に切り替わります。

## 国保の加入・脱退は自動的には行われません

国民健康保険「加入」の手続きを忘れると、保険診療を受診できないおそれがあります。また、「脱退」の手続きを忘れると、国民健康保険税の課税が継続されるなどの不利益が発生する場合があります。自動的には行われませんので必ず手続きをしてください。詳しい手続きについては、お問い合わせください。

### 【手続きが必要な方】

	持ち物 ※2	窓口
すでに職場の健康保険に加入していて、国保脱退の手続きが済んでいない方	職場の保険証、国保の保険証	国保年金課、支所・出張所
退職などで、職場の保険証の資格を喪失した方	退職証明書・離職票・資格喪失証明書のいずれか1点、身分証、印鑑	国保年金課、支所・出張所 ※3
市外に居住する学生で、引き続き土浦の保険証の交付を受けたい方 ※1	在学証明書、身分証、印鑑	国保年金課

※1 毎年申請が必要です。

※2 マイナンバーがわかるものも併せてお持ちください。

※3 支所・出張所で申請した場合、保険証は後日送付となります。

## 所得の申告が必要です

平成30年中の所得が、平成31年度の国民健康保険税や介護保険の保険料を算定する際の基礎となります。平成30年中に所得がなかった方も、申告をしないと高い税額となる可能性があり、国民健康保険税の軽減対象となる場合でも軽減の適用を受けられませんので、必ず申告してください(すでに確定申告・市県民税申告をした方は必要ありません)。

※申告について、詳しくは課税課市民税係(☎内線2237)へお問い合わせください。